

(様式3) 情報提供用シート 岩泉町

【反映区分】
 A：提言等の趣旨に沿って措置したもの
 B：実現に努力しているもの
 C：当面は実現できないもの
 D：実現が極めて困難なもの
 S：反映区分の選択になじまないもの

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年7月5日（金）	1 一般国道455号の整備促進について	<p>一般国道455号は、令和3年6月に策定された岩手県新広域道路交通計画において「一般広域道路」として位置付けられ、産業経済の振興や交流人口の拡大、高次救急医療や地域連携に大きく寄与する他、防災上からも、県及び町の地域防災計画において「緊急輸送道路」に位置付けられている極めて重要な路線ですが、急カーブ・急勾配が連続し、特に冬期間の通行が危険な状況にあります。</p> <p>つきましては、安全な交通確保のため、次のとおり要望します。</p> <p>① 玉山地域は特に降雪量が多く、除雪により道路幅員が狭小となり安全な通行の支障となっていることから、令和5年度から工事着手している堆雪帯整備の早期完成を図るとともに、継続して計画どおりの整備を進めること。</p> <p>② 冬期間の凍結、融解に起因した舗装の亀甲状のひび割れや、窪みが全線の各所に発現し、事故を誘発する危険性があることから、路盤改良を含む抜本的な舗装修繕を実施すること。</p>	<p>一般国道455号は、岩泉町等の沿岸部と県中部との交流連携に欠くことができない道路であるとともに、災害時における支援物資の輸送を支える緊急輸送道路としても重要な役割を担っているものと認識しています。</p> <p>① 要望の盛岡市玉山地域では、令和5年度に堆雪帯整備として事業化した藪川地区と逆川地区について、令和6年度は側溝設置工事を進めてきたところであり、逆川地区については、令和7年3月に完成しました。藪川地区についても、早期完成に向けて整備を推進していきます。</p> <p>また、軽町地区については、令和7年度に「軽町工区」として事業化することとし、道路詳細設計等を行う予定です。今後、地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A)</p> <p>② また、路盤改良を含む抜本的な舗装修繕は、早期の工事実施は難しい状況ですが、日常的な道路パトロール及び道路の維持修繕により、適切な維持管理に努めていきます。(C)</p>	沿岸広域振興局	土木部	A：1、 C：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	2 一般 国道340 号及び一 般県道大 川松草線 の整備促 進につい て (1) 一 般国道340 号の整備 促進につ いて	<p>一般国道340号は、本町の産業経済及び住民生活に必要不可欠な路線であり、広域における救急搬送においても大きな役割を担っている他、県及び町の地域防災計画において「緊急輸送道路」に位置付けられている非常に重要な路線ですが、陸前高田市から八戸市の間で唯一、宮古岩泉間に未改良区間が残されており、つきましては、道路交通の安全性向上のため、次のとおり要望します。</p> <p>① 岩泉側の未改良区間 8.7 kmのうち、事業化された浅内地域の約 1.4km について、早期着手及び早期完成を図ること。</p> <p>② 未改良区間 9 km のうち、事業化されていない約 7.3km についても、早期に事業化すること。</p> <p>③ 道路改良が完了するまでの間は、各所への待避所整備と舗装の全面修繕を早急を実施すること。</p>	<p>一般国道340号落合～宮古市和井内間は、幅員狭小で急カーブや急勾配が連続している区間があることから、整備が必要と認識しています。</p> <p>① このため、岩泉側の浅内地域約 1.4km については、令和4年度に「浅内工区」として事業化し、令和6年度は、用地測量等を進めてきたところですが、今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A)</p> <p>② なお、事業化されていない区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>③ 待避所の整備については、緊急性や必要性、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>また、舗装の修繕については、路面状況の調査結果等を踏まえて、ひび割れが進行しているなど緊急性の高い箇所を優先して工事を実施していきます。</p> <p>今後とも、舗装の劣化状況や公共事業予算の動向等を踏まえて、必要な舗装の修繕に努めていきます。(B)</p>	沿岸広 域振興 局	土木部	A：1、 B：1、 C：2

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	2 一般 国道340 号及び一 般県道大 川松草線 の整備促 進につい て (2) 一 般県道大 川松草線 の整備促 進につい て	<p>一般県道大川松草線は、本町の産業経済及び住民生活において非常に重要な路線であることから、道路交通の安全性向上のため、次のとおり要望します。</p> <p>① 起点の大渡地区から唐地公民館までの区間は、バス路線でもあることから2車線化すること。</p> <p>② 唐地公民館から櫃取までの区間は、車両のすれ違いが容易となる道幅に改良するほか、道路改良が完了するまでは、各所への待避所整備と舗装の全面修繕を早期に実施すること。</p> <p>③ 学校統合により、片道1時間以上の通学時間を要し、児童生徒の負担が大きいことから、スクールバスの安全な運行に支障が生じないように早急に拡幅改良整備を行うこと。</p>	<p>① 一般県道大川松草線の大渡地区から唐地公民館までの区間のうち、平成22年度に事業化した「本町～大広」工区については、計画延長1,300mの内約840mが供用済みです。</p> <p>令和6年度は、引き続き道路改良工事を進めてきたところであり、今後とも地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。</p> <p>(A)</p> <p>その他の区間については早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます</p> <p>(C)</p> <p>② 唐地公民館から櫃取までの区間の拡幅改良整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>待避所の整備については、緊急性や必要性、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>また、舗装の修繕については、路面状況の調査結果等を踏まえて、ひび割れが進行しているなど緊急性の高い箇所を優先して工事を実施しています。</p> <p>今後とも、舗装の劣化状況や公共事業予算の動向等を踏まえて、必要な舗装の修繕に努めていきます。(B)</p> <p>③ 一般県道大川松草線の拡幅改良整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	沿岸広 域振興 局	土木部	A：1、 B：1、 C：4

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	3 道路 交通ネット ワークの整備 促進について (1) 一般県道 普代小屋瀬線 及び一般県道 安家玉川線の 整備促進につ いて	<p>道路交通の安全性向上と住民生活の向上のため、次のとおり要望します。</p> <p>① 松ヶ沢地区及び茂井地区について、河川との高低差が小さい道路の嵩上げを行うこと。</p> <p>② 未改良部分を整備すること。特に普代小屋瀬線の松ヶ沢から燃壁付近、旧安家小学校から川口付近、安家玉川線の年々口橋から茂井付近の区間は車両のすれ違いが容易となるよう早期に着手すること。</p>	<p>① 松ヶ沢地区及び茂井地区の道路の嵩上げについては、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C: 2)</p> <p>② 松ヶ沢から燃壁付近については、平成25年度に「松林～坂本」工区として事業化し、令和5年度までに全11か所の内2か所が完成したところであり、引き続き整備推進に努めていきます。 (A) 旧安家小学校から川口付近、及び一般県道安家玉川線の年々口橋から茂井付近については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C: 2)</p>	沿岸広 域振興 局	土木部	A: 1、 C: 4

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	3 道路交通ネットワークの整備促進について (2) 主要地方道宮古岩泉線及び一般県道有芸田老線の整備促進について	<p>道路交通の安全性向上と住民生活の向上のため、次のとおり要望します。</p> <p>① 主要地方道宮古岩泉線は、町役場有芸支所付近から栃の木地区を経て皆の川地区までの区間を拡幅し、1.5車線化すること。</p> <p>② 岩瀬張橋付近から松の木橋付近までの区間は、風力発電施設整備工事に伴い事業者が工事用資材運搬道路を整備していることから、これを活用して2車線化の改良に早期に着手すること。</p> <p>③ 一般県道有芸田老線は、栃の木地区から肘葛地区までの区間を拡幅し、1.5車線化すること。</p>	<p>② 岩瀬張橋付近から松の木橋付近までの1.16km区間については、令和7年度に「猿沢工区」として事業化することとし、道路詳細設計を行う予定です。今後、地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A)</p> <p>①③ 要望区間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C:2)</p>	沿岸広域振興局	土木部	A:1 C:2

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	4 土砂災害警戒区域等の土砂流出防止対策について	<p>本町の土砂災害警戒区域等は 946 箇所ありますが、そのうち対策が完了した箇所は 45 箇所となっております。</p> <p>つきましては、近年の気象状況も踏まえ、住民生活の安全確保のため、次のとおり要望します。</p> <p>① 未対策箇所のうち、住宅地など緊急度の高い場所から優先的かつ速やかに対策を講じること。</p>	<p>県では、土砂災害から県民の生命・身体を守り、安全で安心な暮らしを確保するため、砂防事業などのハード対策と「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域等の指定や市町村が行う警戒避難体制の整備等を支援するなどのソフト施策を効果的に組み合わせながら土砂災害防止対策を推進することとしています。</p> <p>岩泉町におけるハード対策については、平成 28 年台風第 10 号対応として整備を推進している本銅口の沢ほか 8 か所で砂防事業を実施しています。</p> <p>砂防事業等のハード対策の実施にあたっては、被災履歴のある箇所のほか避難所、防災拠点など保全対象の重要性や緊急性を踏まえて重点化を図るなど、県全体の整備状況を考慮しながら進めていきます。(A)</p>	沿岸広域振興局	土木部	A：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	5 済生会岩泉病院の医師派遣について	<p>公的病院である済生会岩泉病院は「へき地医療拠点病院」として必要不可欠な町内唯一の中核病院であり、入院・外来患者のほか、町内6地域での診療所開設により地域医療を担っております。</p> <p>現在、常勤医師3人の体制となり、一定の充足が図られた状況ではありますが、地域の安定した医療体制を継続するため、次のとおり要望します。</p> <p>① 常勤医師3人体制を継続するため、当該病院に対し、県からの医師派遣を継続すること。</p>	<p>県では、岩手県医師確保計画を策定し、医師確保の取組を進めており、3つの奨学金医師養成事業や自治医科大学医師養成事業で養成した医師を、地域の状況を踏まえて各病院等に配置しており、奨学金養成医師については、今年度は県内すべての二次保健医療圏の基幹病院等に計172名の養成医師を配置したところです。</p> <p>また、医師の地域偏在の更なる解消に向けて、令和元年度に臨床研修を開始した養成医師から沿岸・県北地域での勤務を必須化し、取組の強化を図っています。</p> <p>済生会岩泉病院については、病院からの要望に基づき、令和6年度は自治医科大学卒業医師を1名派遣しているところです。</p> <p>引き続き、奨学金養成医師等の状況や全県的な医療の確保及び各医療機関の状況を総合的に検討しながら、派遣の緊急性の高い医療機関への医師配置に努めていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B:1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	6 農林 水産業対 策につい て (1) 安 家川にお けるサク ラマスの 増殖体制 について	<p>平成9年11月4日付け「安家川のウライ施設に関する確認事項」第2において、毎年2月から5月までのサクラマス捕獲数が100尾を超えた場合には、下安家漁業協同組合は岩手県及び安家川漁業協同組合と協議のうえ、上流に再放流するとされておりますことから、次のとおり要望します。</p> <p>① 当該事項が関係者合意のうえ、適切に実行されること。</p> <p>② 上流への再放流の実施状況について、関係者に情報共有すること。</p>	<p>サクラマスは、近年の海洋環境の変化の中にあっても、漁獲量が比較的安定していること、他の魚種の漁獲が少ない春から初夏にかけて漁獲される貴重な漁業資源であること及び遊漁対象種として人気が高いことから、県ではサクラマスの資源造成に取り組んでおります。</p> <p>サクラマスの資源造成において、県では、自然産卵の状況を把握しながら、より増殖効率の高い人工ふ化放流を行うことが重要と認識しており、遡上系親魚が確実に確保できる安家川を拠点河川と位置付け、安家川で生産されたそ上系サクラマス稚魚と、これを親にして池で継代された稚魚を関係漁協と連携しながら県内の河川に放流しています。</p> <p>平成9年の安家川漁協及び下安家漁協等による確認事項において、ウライ施設で100尾の捕獲数を超えた場合は上流へ再放流が行われており、当時の確認事項が遵守されています。</p> <p>安家川におけるサクラマス資源の造成と利用に関しては、同河川を利用する安家川漁協と下安家漁協の相互理解が最も重要であることから、県では関係機関に向けたサクラマスの漁獲や遡上の状況などの情報発信に努めるなど、今後も確認事項の履行と関係者の理解と協力が進むよう支援していきます。(B)</p>	沿岸広 域振興 局	水産部	B:1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	6 農林 水産業対 策につい て (2) ツ キノワグ マの捕獲 について	<p>本町におけるツキノワグマの目撃及び被害件数は、住宅や学校、観光施設付近などで増加しており、人家付近で人命への危害が発生するなど、日常生活を送る上で非常に心配される状況となっています。</p> <p>つきましては、ツキノワグマの捕獲について、次のとおり要望します。</p> <p>① 里山において、出没数を把握するための調査を実施するとともに、人命及び財産への被害を防ぐため、市町村の要望に沿った捕獲頭数の割り当てを行うこと。</p> <p>② 人命への危害のおそれがある場合に迅速な対処ができるよう、ツキノワグマの有害駆除全般について、希望する市町村に捕獲許可権限を移譲すること。</p>	<p>① ツキノワグマの出没数については、市町村から毎月報告をいただいているところですが、令和5年度から環境省の「捕獲情報収集システム」により報告をいただくこととしており、報告いただいた出没の日時や場所、被害の状況等について市町村においても随時確認が可能ですので、御活用願います。</p> <p>県が令和3年度に策定した「第5次ツキノワグマ管理計画」では、個体数推定結果や人身・農業被害の状況を踏まえ、初めて個体数を低減させる方針を明記したところであり、この方針を踏まえた捕獲上限数の見直しや狩猟期間の延長などを行ったところです。</p> <p>市町村に対しては、個体数推定結果や人身・農業被害の状況を踏まえ、捕獲実態に応じて捕獲上限数をあらかじめ配分するなど、市町村の対応の円滑化に向けた取組を進めております。</p> <p>昨年度は、ツキノワグマによる人身被害が多発したことを受けて、市町村からの要望を踏まえて、二度に渡って特例許可による捕獲枠の追加配分を行ったところであり、今年度についても、捕獲数や被害の状況に応じて、柔軟に対応していきます。(A)</p> <p>② 国のガイドラインでは、ツキノワグマによる人身被害や農林業被害の軽減と合わせて、地域個体群の保全も求められており、県全体で個体数を管理していく必要があることから、現状では捕獲許可権限は移譲しておりません。</p> <p>他方、県では、ツキノワグマ管理計画を策定し、日常生活の範囲内で人の生命又は身体に対してツキノワグマによる危害が発生した場合等</p>	沿岸広 域振興 局	保健福 祉環境 部	A：1、 B：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
			<p>における捕獲許可の権限は市町村に移譲しているところでは、</p> <p>また、捕獲の特例許可については、市町村における円滑な対応に資するため、令和4年度から許可期間を30日間から90日間に延長したところでは、</p> <p>引き続き、被害の状況や市町村の実情を踏まえ、被害防止対策や柔軟な運用に努めていきます。(B)</p>			

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年7月5日（金）	6 農林水産業対策について （3）ニホンジカ及びイノシシの有害捕獲に対する支援について	<p>ニホンジカの食害が年々拡大する中で、本町では有害捕獲実施隊員を委嘱し、有害捕獲に積極的に取り組み成果を上げておりますが、駆除に対する経費補助が十分になされておりません。併せて、近年はイノシシの群れも確認されており、駆除頭数も増加しております。</p> <p>また、ニホンジカ及びイノシシの有害捕獲頭数の増加に伴い、捕獲後の個体処理が大きな課題となっていることから次のとおり要望します。</p> <p>① 市町村が取り組むニホンジカ及びイノシシの有害捕獲に対して、十分な財源を確保するよう、国に働きかけること。</p> <p>② ニホンジカ及びイノシシは市町村境を越えて移動繁殖することから、県において捕獲等に係る補助の嵩上げを行うこと。</p> <p>③ 捕獲した有害鳥獣の個体処理について、新たな効率的な処理方法を県が主体となって検討するとともに、最終処分施設整備及びその運営費用について十分な財源を確保するよう国に働きかけること。</p>	<p>① 有害捕獲に関する財源確保については、令和6年6月、国に対する「令和7年度政府予算等に関する提言・要望」において、鳥獣被害防止総合対策交付金における「有害捕獲等に係る十分な予算の早期配分」を要望したところです。（A）</p> <p>② また、捕獲への補助の嵩上げについても、鳥獣被害防止総合対策交付金における有害捕獲活動の上限単価を引き上げるよう併せて要望したところであり、今後も機会を捉えて国に対し必要な対策を講じるよう求めていきます。（B）</p> <p>③ 有害捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業で捕獲した個体の処理については、捕獲現場等での埋設処理、一般廃棄物処理施設等での焼却が行われており、現状ではこれらの手法が最も適切な方法と考えています。</p> <p>一般廃棄物としての処理は市町村が行うこととされており、また、岩手県鳥獣被害防止総合支援事業において、市町村等による焼却施設や食肉利用等施設の整備が可能ですので、県では市町村等が行う施設の整備に対して、補助事業等の活用などの支援を行っていきます。</p> <p>加えて、令和6年度は、県単独事業として、市町村等が行う捕獲個体の処理施設の整備に要する経費を支援する「鳥獣捕獲個体処理効率化事業」を創設したところです。</p> <p>引き続き、国に対し、十分な予算の確保を要望するとともに、市町村と連携し、鳥獣被害防止対策を推進していきます。（B）</p>	沿岸広域振興局	農林水産部、環境生活部	A：1、 B：2

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	6 農林 水産業対 策につい て (4) ナ ラ枯れ対 策に対す る財源の 確保につ いて	<p>近年、県内で増加しているナラ枯れ被害は、本町においても依然として拡大を続けております。</p> <p>対策に係る経費の配分には格段の御高配をいただいているところですが、ナラ枯れ被害の拡大は引き続いておりますので、次のとおり要望します。</p> <p>① 地域におけるナラ枯れ対策に必要な予算を不足なく措置するよう、国に対して引き続き働きかけること。</p> <p>② 県のナラ枯れ対策（ナラ林健全化及び枯死木除去）に係る予算を十分に確保すること。</p>	<p>令和6年6月に、森林病虫害等防除事業予算の十分な措置や被害予防を目的とした伐採・利用を促進する制度の創設について、国へ要望を行ったところであり、国に対して引き続き働きかけていきます。(B)</p> <p>また、県では、沿岸北部を中心にナラ枯れ被害が拡大していることから、被害の北上を防止するため、令和4年度から、いわて環境の森整備事業の「ナラ林健全化」メニューの面積要件を緩和するなど、ナラ枯れに強い森林づくりを促進しているところであり、引き続き、ナラ枯れ対策に必要な予算の確保に努めていきます。(B)</p> <p>今後とも、被害の状況等に応じながら、効果的に事業を組合せ、関係機関と連携し、ナラ枯れ被害防止対策に取り組んでいきます。</p>	沿岸広 域振興 局	農林部	B：2

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	6 農林 水産業対 策につい て (5) 家 畜獣医師 の確保に ついて	<p>本町で畜産農家を診療していた県農業共済組合獣医師は令和2年12月をもって退職し、加えて令和6年4月から沿岸13市町村は、県農業共済組合家畜診療所の往診の範囲から外れております。</p> <p>現在、本町の畜産農家は開業医による診療に頼っている状況ですが、緊急時、夜間及び土日の対応において畜産農家が大きな不安を抱えている現状にあります。</p> <p>つきましては、地域の畜産農家を守っていくため、次のとおり要望します。</p> <p>① 引き続き、県が中心となり、獣医師の地域偏在の解消による、過不足のない地域獣医師医療体制確立に向けた対策を実施すること。</p>	<p>獣医療を安定的に提供する体制の整備を図るため、県では、令和3年3月に策定した「獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画」に基づき、地域の獣医療提供体制の確保に向けた、関係機関・団体による検討の場を設定しています。</p> <p>本地域においては、農業共済組合宮古家畜診療所岩泉出張所の廃止を受け、令和3年1月以降、地域の家畜診療体制を確保するため、岩泉町、田野畑村、JA、共済組合及び県による地域検討会を延べ15回開催しています。</p> <p>地域検討会においては、地域獣医療体制の現状や宮古家畜診療所岩泉出張所の廃止に伴う農家への影響等について情報共有するとともに、家畜診療の需要予測や家畜診療施設の経営シミュレーション等に取り組み、開業獣医師（新卒獣医師を含む）の誘致等について検討を行ってきたところです。</p> <p>令和7年度においても、引き続き地域検討会を開催し、開業獣医師の確保のほか、地域外開業獣医師との連携等による本地域の獣医療提供体制の確保に向けて支援してまいります。（B）</p>	沿岸広 域振興 局	農林部	B：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	6 農林 水産業対 策につい て (6) サ ケ資源の 持続化に 向けた取 組につい て	<p>サケは本町における漁業の主要な収入源であります。海洋環境の変化等の要因により近年記録的な不漁が続く、漁獲高の減少に歯止めがかからない状況にあります。</p> <p>また、不漁による種卵の確保困難と、稚魚放流数の減少も続いております。</p> <p>つきましては、本町の漁業を支えるサケ資源の回復のため、次のとおり要望します。</p> <p>① サケ資源の持続化に向けた、種卵確保及び回帰率向上のための取組及び支援を継続すること。</p> <p>② 県の実施するサケ資源回復に向けた取組について、随時効果の検証を行い、急激に変化する海洋環境を踏まえた効果的な支援を実施すること。</p>	<p>回帰率低下の大きな原因である稚魚放流後の減耗は、春期沿岸の高水温化などサケ稚魚の生育環境の悪化や北上回遊に適した期間が以前より短くなっていることが要因の一つと考えられています。</p> <p>このため、県では、サケ稚魚の生産に必要な種卵の確保に向け、定置網で漁獲されたサケを親魚として活用するとともに、生残率が高いとされる大型で強靱な稚魚の放流に向け、生産技術の普及に取り組んできました。令和4年度以降は、自県のみでは計画どおりの種卵確保が困難となっていることから、漁業関係団体との連携により他道県への働きかけを行い、県外からの移入卵の積極的な確保を図ったところです。(A)</p> <p>また、大型で強靱な稚魚を確実に放流していくため、県では、令和4年度から改良餌等の本格的な導入への支援を開始しており、こうした取組を進めるとともに、その効果を検証し、サケ資源の早期回復に向けた効果的な支援となるよう、漁業関係団体と連携しながら、種卵の確保及び回帰率の向上に取り組んでいきます。(A)</p>	沿岸広 域振興 局	水産部	A：2

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	6 農林 水産業対 策につい て (7) 放 流用アワ ビ、ナマ コ種苗及 び磯焼け 対策への 支援につ いて	<p>アワビは、町の採介藻漁業水揚額の約8割を占める最重要品目ですが、平成28年以降、磯焼けにより水揚量が激減しており、水揚量回復のため、漁場環境の回復と毎年安定した量の種苗放流が必須となっております。</p> <p>また、ナマコは近年需要が増加しており、漁業者の所得向上に寄与する可能性が高く、アワビと同様に毎年安定した量の種苗放流を行う必要があります。</p> <p>つきましては、漁業経営者の経営改善と水産資源の持続的な利用を図るため、次のとおり要望します。</p> <p>① アワビ種苗放流支援に係る予算を十分に確保するよう、国に働きかけること。</p> <p>② ナマコ種苗放流について、アワビ種苗放流と同様の支援策を講じるよう、国に対して働きかけること。</p> <p>③ 漁場環境回復のため、漁業事業者等が行う磯焼け対策について十分な財源を確保するよう国に対して働きかけること。</p>	<p>県では、アワビ資源の回復を図るため、アワビ種苗の生産、購入、放流に要する経費の補助を令和4年度から再開したところです。アワビは、岩手県の漁業者に重要な資源であることから、引き続き、国に対してアワビ資源の回復・造成に向けた種苗放流等への支援を要望してまいります。(A)</p> <p>また、ナマコ種苗放流支援について、令和6年度一般会計補正予算(第9号)により、県単独事業として種苗単価高騰分への補助を行っているところです。国に対し、これまでも磯根資源の回復に向けた支援を要望しており、引き続き、磯根資源の回復に向けた種苗放流等への支援を要望してまいります。(A)</p> <p>磯焼け対策については、国に対して、漁業者等が実施する藻場の保全活動などに必要な予算を十分に措置するよう要望しているところです。(A)</p>	沿岸広 域振興 局	水産部	A:3

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	7 広域 バス路線 支援の要 件緩和に ついて	<p>広域バス路線は、高度医療を必要とする地域住民の町外への通院など、生活に欠くことのできない交通手段であるとともに、地域間交流の促進を図る上で重要な役割を果たしております。</p> <p>つきましては、広域バス路線の維持確保のため、次のとおり要望します。</p> <p>① 国の補助事業である地域公共交通確保維持改善事業費補助金について、実績輸送量要件の下限撤廃の特例措置継続を国に対して働きかけること。</p> <p>② 県の補助事業である広域生活路線維持事業について、平均乗車密度の要件緩和を継続すること。</p>	<p>① 県は、令和7年度政府予算提言・要望等において、地域公共交通確保維持改善事業のうち、地域間幹線系統確保維持費補助における補助要件等の緩和や、被災地特例の激変緩和措置の継続を要望したところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけを行ってまいります。(B)</p> <p>② 広域生活路線維持事業については、これまで、社会情勢や国の特例措置の実施状況等を踏まえ特例措置を実施してきたところであり、バスの令和7事業年度についても、被災地特例の激変緩和措置及び新型コロナウイルス感染症に伴う平均乗車密度要件の緩和を継続しています。特例措置については、引き続き社会情勢等を踏まえながら検討してまいります。(B)</p>	沿岸広 域振興 局	経営企 画部	B：2

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	8 物価 等価格高騰 に対する総合 的な経済対策 について	<p>地方経済は、数年来続いた新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞に加え、近年のエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響により、大きな打撃を受けております。さらに、人口減少と高齢が加速する中で、地方創生の取組は急務となっております。</p> <p>つきましては、疲弊した地域経済の早期回復を図るため、次のとおり要望します。</p> <p>① 市町村が実施する経済対策を実施するための財政支援を国に対して働きかけること。</p>	<p>県では、令和6年6月7日の国に対する「令和7年度政府予算提言・要望」において、原油価格・物価高騰による影響が長期化する中、地域住民の生活や地域経済を守るための取組は、広範囲かつ長丁場となっていることから、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の確保等の十分な財政措置及び財政基盤の弱い地方公共団体に対する重点的な配分について要望を行ったところであります。</p> <p>国においては、令和6年度補正予算（第1号）で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を追加し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援事業分として、県内市町村に約40億円の配分を行ったところであります。</p> <p>今後においても市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に応じた施策を講じられるよう、必要に応じて国に要望していきます。</p> <p>(A)</p>	沿岸広 域振興 局	経営企 画部	A：1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	9 市町村の人材確保に係る支援について	<p>本町では、令和5年度の職員採用試験では、一般事務において採用決定者10人のうち5人から辞退の申し出があり、採用試験を3回実施するなど、出来得る限りの人材確保に取り組んではおりますが、非常に苦慮している状況にあります。</p> <p>特に保健師は2年連続で応募者がなく、5年間で4人減少しており、町民特に高齢者の健康指導や子育て世帯に対する支援等に支障をきたす恐れがあります。</p> <p>つきましては、人材確保の支援について次のとおり要望します。</p> <p>① 現行の相互交流（割愛）のほか、市町村の通常業務を行う県職員の派遣ができる制度を構築すること。</p> <p>② 特に、県の保健師を派遣できる制度を構築すること。</p>	<p>人材の確保については、県内各市町村に共通する課題であるとともに、本県自治体にとっての重要な課題であると認識しております。</p> <p>県では、人材育成等を支援する観点から、県と市町村の職員の相互交流等による市町村への県職員の派遣を行っており、令和6年度は、副市町村長を含め、県から14市町村に15名を派遣しているところです。</p> <p>県職員の派遣等については、派遣要請のあった市町村における課題の状況、職員や市町村の意向等を考慮して適任者を検討のうえで実施しているところであり、引き続き、関係部局とも協議しながら、市町村のニーズに応じた必要な人材支援を行っていきます。(B)</p> <p>また、保健師については、令和6年度から、振興局で勤務する保健師が、喫緊に支援が必要な市町村に対し、保健所全体で支援し、両者が一体となってその地域の保健活動を推進する取組を試行的に運用し始めたところであり、取組の成果や効果を検証しながら、引き続き市町村において必要なマンパワーが確保されるよう支援していきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B：2

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年 7月5日 (金)	10 地方 港湾「小本 港」の整備 促進につ いて	<p>小本港は、復興資材の移出入拠点として災害復旧事業と地域の復興事業に寄与してきましたが、三陸沿岸道路の開通により、大規模出入荷の新たな拠点として期待が寄せられております。</p> <p>つきましては、産業振興と地域経済の活性化を推進するため、次のとおり要望します。</p> <p>① 大型船が着岸できる-7.5m埠頭を早期に整備すること。</p> <p>② 小本港湾内の航路における海底の浚渫及び岩礁除去を実施すること。</p>	<p>① 港湾計画に位置付けられている水深7.5m岸壁等の整備については、既存の港湾施設の利用状況や取扱貨物の推移、企業立地の動向等を注視しながら、必要に応じて検討していきます。（C）</p> <p>② 小本港については、水深5.5m岸壁を利用する船舶に対応した水深や航路幅が確保されており、一定の安全性が確保されている状況です。</p> <p>要望の内容については、水深7.5m岸壁の整備段階で検討が必要な事項であることから、既存の港湾施設の利用状況や取扱貨物の推移、企業立地の動向等を注視しながら、必要に応じて検討していきます。（C）</p>	沿岸広 域振興 局	土木部	C：2

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況（方針）	振興局名	担当所属名	反映区分
令和6年7月5日（金）	11 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長について	<p>地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、本町において、地方創生事業の推進、企業との繋がり強化など、重要な役割を担っておりますが、制度の期限が令和6年度までとなっております。</p> <p>つきましては、地方創生の更なる強化・充実を図るため、次のとおり要望します。</p> <p>① 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の適用期限の延長を国に対して働きかけること。</p>	<p>地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、令和2年度の制度改正において、税額控除割合の引き上げ、地域再生計画に記載する事業の大括り化による手続の簡素化などの拡充が行われ、寄附件数及び寄附額が伸びている状況にありますが、官民協働による地方創生の充実・強化に向けた重要な施策となっていることから、県では、令和6年6月7日の国に対する「令和7年度政府予算提言・要望」において、令和6年度までとなっている制度の適用期限の令和7年度以降への延長及び制度の自由度の拡大等について要望を行ったところです。</p> <p>国では、令和7年度税制改正大綱において、制度の適用期限を3年延長するとされたところです。</p> <p>（A）</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	A：1